**個人情報の取扱いに関する覚書（雛形）**

　国立大学法人東京大学（以下｢甲｣という。）と　　　　　　（以下｢乙｣という。）とは、甲が乙に対して委託する　　　　　　（以下｢本業務｣という。）の遂行における個人情報の取扱いに関して、以下のとおり合意する。

**（定義）**

**第１条**本覚書において、「個人情報」とは、甲が乙に対し本業務の遂行のために預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれる情報をいう。

**（法令等の遵守）**

**第２条**乙は、本業務の遂行に関して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び監督官庁の告示・通達等を遵守する。

**（個人情報管理責任者）**

**第３条**乙は、個人情報の管理に関する責任者（個人情報管理責任者）、個人情報の管理を統括する部署（個人情報管理部署）及び本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う者を特定し、個人情報管理責任者及び個人情報管理部署を甲に通知しなければならない。

２　乙の個人情報管理責任者は、乙において個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理方法を定め、従業者に対する教育研修その他個人情報の適切な管理にかかる安全管理措置を講じなくてはならない。

**（目的外利用の禁止）**

**第４条**　乙は、本業務の目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。

**（秘密保持）**

**第５条**　乙は、個人情報を秘密として保持し、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

**（複製等の制限）**

**第６条**　乙は、本業務の遂行上必要な場合を除き、個人情報を複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

**（個人情報の管理）**

**第７条**　乙は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。施錠可能な場所に保管する場合には、鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者のみがアクセスできるようにパスワード等を設定する。個人情報を保管する媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの禁止、コンピュータウイルス感染防止対策等の安全確保措置を講じなければならない。

２　乙は、本業務に伴う個人情報の取扱いについて、必要に応じて上記以外にも甲の指示に従わなければならない。

３　乙は、本契約書に基づく安全管理措置の内容を、乙の全ての従業者が、在職中、退職後を通じて遵守することを保証するものとする。

**（消去及び媒体の返却）**

**第８条**乙は、本業務が完了した場合、又は甲の指示があった場合は、個人情報並びにその記録媒体及びデータを、直ちに、破棄若しくは消去し又は甲に返却しなければならない。

**（管理状況の確認）**

**第９条**甲は、乙における個人情報の管理状況に関して、随時、乙に対して報告を求め、年１回以上、必要に応じて、乙の事業所の立入検査を含む監査を行うことができる。

２　甲は、報告又は監査の結果、必要と認める場合には、乙に対し、個人情報の管理状況について改善を求めることができる。

**（事故発生時の措置）**

**第１０条**　乙は、個人情報の目的外利用や漏えい等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合、直ちに甲に事故の経緯を報告し、被害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、直ちに原因の調査に着手し、速やかに原因及び再発防止策等の調査結果を報告しなければならない。

２　前項の発生の報告、必要な措置、調査及び調査結果の報告は、乙の費用負担で行う。

３　乙は、前二項に定めるほか、行政・警察等への報告・相談、被害者への対応、被害拡大防止措置その他甲の指示に従った対応を行わなければならない。

４　乙は、乙の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、その損害を賠償する。なお、本業務委託契約書において損害賠償の範囲又は金額を限定する条項が定められているときも、当該条項は本項における損害賠償には適用されないものとする。

**（再委託の制限・条件）**

**第１１条**　乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本業務を第三者（再委託先が乙の子会社である場合も含む。）に再委託してはならない。

２　乙が本業務を第三者に再委託する場合は、乙は、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定し、再委託先との間で本覚書と同等の内容について書面をもって合意を行い、その書面を甲に提出しなければならない。

３　乙が本業務を第三者に再委託する場合も、乙は、本覚書に基づき乙が負担する義務を免れない。

**（解除）**

**第１２条**乙が本覚書に違反し、甲が乙に対する催告後相当期間以内に是正されないときは、甲は、本業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の場合、乙は、解除によって甲が被った損害の一切を賠償する。

**（協議事項）**

**第１３条**　甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項の解釈に関する疑義が生じた場合、誠意を持って協議し、これを解決する。

**（有効期間・見直し）**

**第１４条**　本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から本業務委託契約終了日までとする。ただし、本業務実施契約終了後に事故の発生が発覚した場合は、第１０条は有効に存続する。

２　本覚書の内容に関し、必要に応じ、内容を見直し、甲及び乙の協議の上で修正又は変更する。

　上記内容を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　東京都文京区本郷七丁目３番１号

国立大学法人東京大学

総長

代理人

東京大学医学部附属病院

事務部長

　　　　　　　　　　　　　乙